議員提出議案第３号

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を、須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第１号）第８条第１項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成２４年１２月２０日

提出者　須賀川市議会議員　　森　　新　男

賛成者　同　　広　瀬　吉　彦

同　　同　　生　田　目　進

同　　同　　大　越　　彰

同　　同　　大　倉　雅　志

須賀川市議会議長　鈴　木　忠　夫　様

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

須賀川市議会委員会条例（平成16年須賀川市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務常任委員会の項中「長期的水資源対策に関すること」を「長期的水資源対策に関する事務」に改め、同表建設水道常任委員会の項中「建築に関すること」を「建築に関する事務」に、「長期的水資源対策に関すること。」を「長期的水資源に関する事務」に改め、同表教育福祉常任委員会の項中「建築に関すること。」を「建築に関する事務」に改め、同条第2項中「、又は」を「又は」に改め、「一箇」を削る。

第3条第2項中「委員会の委員」の次に「(以下「議会運営委員」という。)」を加える。

第4条第1項中「常任委員」の次に「会の委員（以下「常任委員」という。)」を加え、同条第2項中「委員の任期が満了したとき」を「常任委員及び議会運営委員の任期が満了したときは」に改め、同条第3項中「行うことができる」を「行うものとする」に改める。

第5条ただし書中「が任期満了の日前に行われたときは、その改選による」を「に伴う常任委員及び議会運営」に改める。

第6条第2項中「委員会の委員」の次に「(以下「特別委員」という。)」を加える。

第7条の見出し中「、懲罰特別委員会」を「及び懲罰特別委員会」に改め、同条第1項中「あったとき」を「あったときは」に改める。

第8条第2項中「申し出があるとき」を「申出があるときは」に改め、同条第3項中「(常任委員及び議会運営委員の任期）第1項ただし書」を「第1項ただし書の例」に改める。

第10条第2項中「あるとき」を「あるときは」に改める。

第15条ただし書中「(委員長、副委員長及び委員の除斥)」を削る。

第17条中「あるとき」を「あるときは」に改める。

第20条中「(調査権、出頭証言および記録提出請求、政務調査費、政府の刊行物送付、図書室の附置)」を削り、「証人の出頭又は記録の提出を求めるとき」を「、証人の出頭又は記録の提出を求めるときは」に改める。

第22条中「に該当するとき」を「のいずれかに該当するときは」に改め、同条第3号中「瑕疵」を「瑕疵（かし）」に改める。

第23条第1項中「又は陳情の審査のため必要があるとき、紹介議員若しくは請願者又は」を「の審査のため必要があるときは紹介議員及び請願者の説明を、陳情の審査のため必要

があるときは」に改め、同条第3項を次のように改める。

３　請願者又は陳情者は、委員会に出席し、説明のための発言をするときは、委員会の許可を得なければならない。

第 24 条第 2 項中「を承認したとき」を「の承認をしたときは」に、「及び意見」を「、意見」に改める。

第25条の見出し中「申し出」を「申出」に改める。

第26条第1項中「学識経験者等」を「学識経験者」に、「及びその他」を「その他」に改める。

第27条第1項中「公述人は、発言するとき」を「公述人が発言するときは」に改める。

第28条の見出し中「と公述人」を「及び公述人」に改める。

第30条第1項中「求めるとき」を「求めるときは」に改め、同条第2項中「を承認したとき」を「の承認をしたときは」に、「その日時」を「日時」に、「及び意見」を「、意見」に改める。

第31条第1項中「及び出席委員」を「、出席委員」に改め、同条第2項中「この場合における」を「この場合において、」に改める。

第32条中「委員会に関しては、委員会規則の定めるところによる」を「委員会に関し必要な事項は、議長が定める」に改める。

附　則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行の日から施行する。